

令和8年3月新規学校卒業者の 求人取扱いのしおり

◆中学校卒業者	求人受理	6月1日(日)は開庁日のため
		6月 2日以降
◆高等学校卒業者	推薦選考開始	1月 1日以降
	求人受理(確認)	6月1日(日)は開庁日のため
◆大学・短大 ・高専卒業者		6月 2日以降
	求人公開及び学校への送付	7月 1日以降
	学校からの推薦開始	9月 5日以降
	選考開始	9月16日以降
	複数応募の開始	11月 1日以降
	求人票等の提出	2月 1日以降
	企業広報活動	3月 1日以降
	求人公開	4月 1日以降
	企業選考活動	6月 1日以降
	(採用内定開始)	10月 1日以降)
◆専修学校卒業者	専門課程は大学等卒業者に準じ、高等課程は高等学校卒業者に準ずる。	
◆職業能力開発大学校修了者	大学等卒業者に準ずる。	
◆国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校修了者	大学等卒業者に準ずる。	
国際たくみアカデミー職業能力開発校(高卒2年課程)修了者	大学等卒業者に準ずる。	
	//	
	(中卒1年課程)修了者	中学校卒業者に準ずる。
木工芸術スクール修了者	高等学校卒業者に準ずる。	

新規学卒求人の労働条件変更について

平成30年1月1日の職業安定法の改正により、当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示し、すでに採用選考を行っている場合は可能な限り速やかに知らせることが必要とされました。(令和6年4月1日以降、求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されましたのでご注意ください。)

学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています。

特に高卒求人については、高校等において、求人票を前提として生徒への就職指導等始めるため、紹介前であったとしても、ハローワークに申し込んだ求人の労働条件を出来るだけ変更しないようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により高卒求人の労働条件を変更する場合は、ハローワークに変更を届出し、確認を受けて下さい。また、指定校求人など、事業所から学校に求人票を提出している場合は、変更日のハローワークの受理印が押された求人票(写)を学校に再提出して下さい。

岐阜労働局職業安定部
ハローワーク (公共職業安定所)